

# 幕藩制解体期における旗本支配の対応と特質

——幕府・旗本権力構造と六〇〇石(小身)旗本森川家の知行所支配——

児玉典久

はじめに

一 旗本森川家の創出(寛永期)と系譜

二 元禄十年の地方直しと寛保二年の知行上知

三 天明四年の知行所再拝領と家政改革

(一)年貢増徴と知行所地頭賄

(二)文化九年の知行所七カ村取締代官の設置

(三)知行所農民の家事勝手向主法替要求と嘉永元年の関東取締出役によ

る知行所取締方・勝手向主法替

(四)嘉永六年の森川本家知行所取り扱い

四 幕府崩壊後の森川家の動向

(一)慶應四年の知行所土着(帰農)

(二)明治二年の駿府帰参をめぐる本家と村の対応

おわりに

幕藩制下、旗本は徳川氏直臣として、軍事・政治両面から將軍権力に参画し、重要な役割を果してきた。幕府直属軍隊としての三番方や老中・若年寄配下の実務的要職に就いたのは実に旗本であつたのである。<sup>(1)</sup>しかし、一方で旗本は知行地を与えられ、知行所村々を支配する小さな封建領主でもあつた。この封建領主としての旗本知行論は近年めざましい発展をとげ、従来の弱体な支配構造から引き出された旗本知行形骸化論や財政窮乏一元論・支配解体不可避論に対する大きな見直しがなされた。<sup>(2)</sup>その結果、幕藩制(武家大名連合政権)的集権に支えられた封建的分権として旗本を位置づける理論的背景をもとに、幕府・大名権力構造とは違った独自の幕府・旗本権力構造にもとづいた「弱くて強固な」旗本支配の構造的特質や歴史的性質などが検討されてきた。<sup>(3)</sup>

のありようは解体過程のなかで明確に把握することができるとして、旗本知行所支配の確定する「元禄地方直し」を幕府が公儀公権として超階級的位置を確立せんがための政策であると指摘するのをはじめ、旗本支配の危機の深化過程に対応して、個別旗本が幕藩領主總體の階級的支配強制を背景にさまざまな領主的諸対応を必死に行なつていたことの問題を提示した。<sup>(4)</sup>また、かかる支配構造上の旗本支配に对抗して生起する旗本領農民闘争の性格（位置、意味、役割）を明確にした。川村優氏は、個別旗本（二七〇〇石石河氏）等の知行所支配、家政改革を総合的かつ具体的に研究し、なお、上級・中級・小級それぞれの階層に属する旗本の個別研究事例の必要性を提起している。<sup>(6)</sup>確かに、江戸時代約五〇〇〇家（知行取りは二〇〇〇余家）にもおよぶ旗本すべての知行所支配や危機的状況、および幕府・旗本権力構造の中での階級的支配強制のあり方が均一であつたとは思われず、領主的対応も類似性はあるにせよ特殊性も見出せるはずである。また、幕藩領主總體の階級的支配強制には、幕府・大名、幕府・旗本の権力構造が含まれており、別個に検討を要するものである。なお、幕藩制にしめる旗本の政治・軍事的役割や公儀権力を背景とした知行所支配の分権領主としての特質を考えるならば、幕府崩壊後のかれらの動向や近代社会への転化過程を継続して把握することも必要であると思われる。<sup>(7)</sup>これら、幕藩制に重要な役割を果した関東に知行所を有する旗本支配の研究は、下総・常陸・上総・相模の各地域を中心に進展しているが、江戸に最も隣接し旗本にと

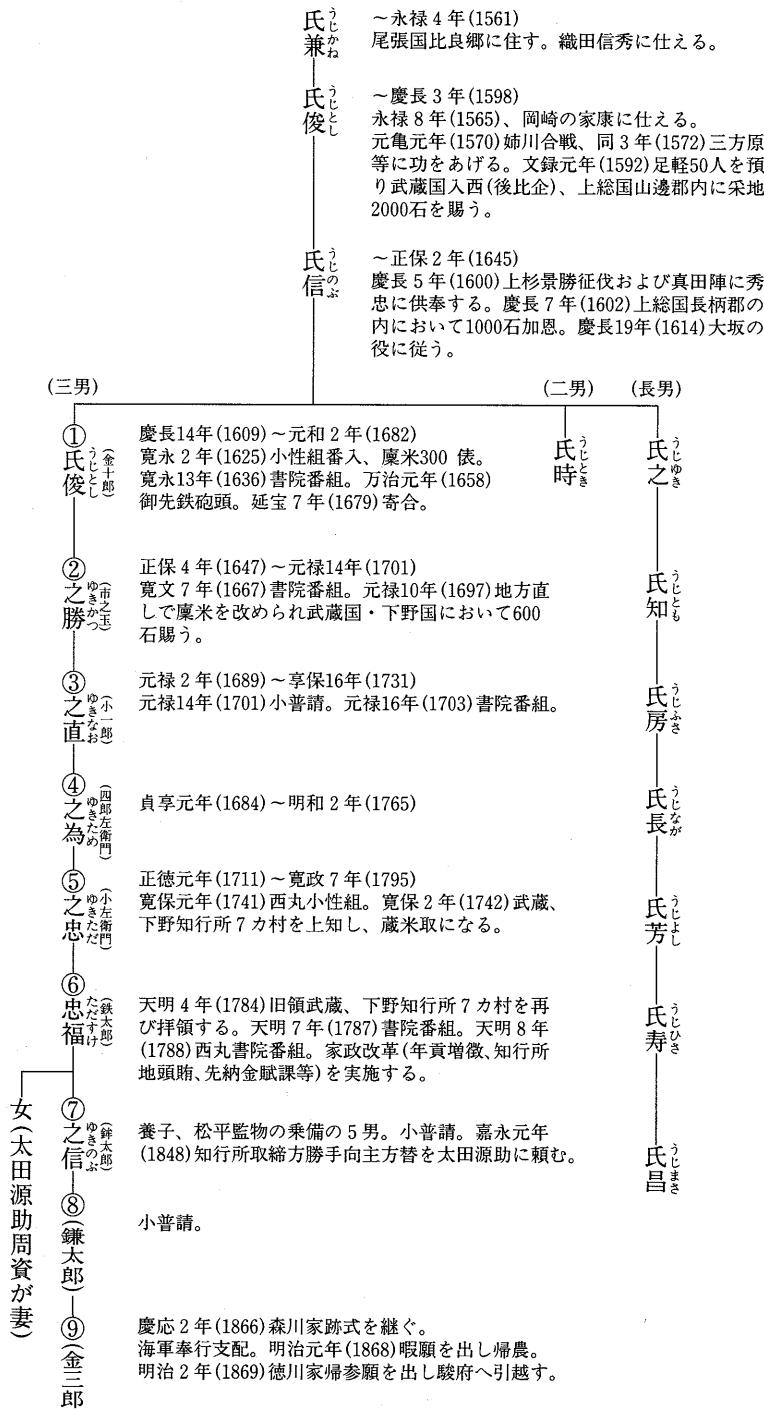
つても身近でかつ特別な意味を有したと思われる武藏における旗本支配の研究はやや遅れているといえる。<sup>(8)</sup>また、武家文書としての旗本文書の残存確認状況の低さの一因に、維新後の旗本の動向確認不足があげられている。

本館に収蔵されている藤城家文書は、六〇〇石旗本森川家支配、武藏国葛飾郡大島村（現北葛飾郡杉戸町）の名主家（幕末には知行所取締代官）の文書であり、旗本支配関係の文書も多数残されている。<sup>(9)</sup>そこで、本稿では、幕藩制解体期における旗本森川家の知行所支配の危機とその領主的対応（家政改革）を具体的に検討することを通して、高橋氏の提示した幕藩制的集権と分権（幕府・旗本権力構造）にみる旗本支配の構造的特質を再検討しようとするものである。また、このような領主支配危機に直面し克服できない小級旗本が維新後どのような結果を迎えたのかも、あわせてみることにする。

### 一 旗本森川家の創出（寛永期）と系譜

森川家は、同家の系譜（表①旗本森川家系図と主な履歴）がしあすように、氏俊の代に岡崎の家康に仕えた三河以来の旗本であり、文禄元年（一五九二）には武藏国入西および上総国山邊郡の内において采地二〇〇〇石を賜わり、慶長七年（一六〇二）には遺跡を継いだ氏信が一〇〇〇石を加恩され三〇〇〇石の旗本になつた。この系統が本家森川家であり、氏信の二男である氏時と三男である之俊はそれぞれ分家し、小級旗本になつた。本稿で検討する森川家は、

表①旗本森川家系図と主な履歴（「寛政重修諸家譜」「藤城家文書」による）



この之後（初代）の系統である。寛永期は、幕府支配機構強化のため直属家臣団（旗本）による三番方の組織再編成がなされ、また、「寛永地方直し」によって旗本知行地の定着と旗本軍役体系が確立される時期であり、旗本の分家による新たな旗本の創出が行なわれたといえる。<sup>(10)</sup>之俊は、寛永二年（一六二五）小性組に番入り廩米三〇〇俵を賜り、その後、同十三年（一六三六）書院番入りし、万治元年（一六五八）には目付に昇進している。一代之勝の代に、「元禄地方直し」が行なわれ廩米が采地に改められ、武藏国葛飾、下野国河内・都賀・芳賀の四郡において六〇〇石の知行地を有するようになつた。役職では、二代之勝、三代之直、五代之忠、六代忠福が小性組や書院番組の番士となり三〇〇俵の役料を賜つてゐるが、番入り後は昇進もなく、七代之信、八代鎌太郎は小普請であり、幕府の要職に就いて職務加俸を得ることもなく、知行所年貢収入以外に財政基盤をもたない旗本であつた。その知行所であるが、元禄地方直しによつて賜つた二カ国七ヵ村六〇〇石を、寛保二年（一七四二）には、年貢下免を理由にいつたん上知し、天明四年（一七八四）には再び拝領しており、以後幕末に至つては、蔵米取→知行取のくり返しが数度行なわれたという経緯をもつてゐる。

## （史料一）

ある。元禄の地方直しは五〇〇石以上の旗本に知行所が与えられ、いわゆる分散相知行という幕藩制的旗本知行所支配の形態を確立したものであり、これにより幕府公儀権力の封建集権に対し旗本が封建分権としての役割を分担し、幕府の階級支配の強化に帰結するものであつた。森川知行所も二給（一三給）という分散相知行として配置されたのである。この時期の森川家の村落支配については史料が残されてないので詳らかではないが、前にも述べたとおり、五年後の寛保二年（一七四二）森川小左衛門（五代之忠）は次のような知行所上知蔵米引替の文書を勘定所に提出してゐる。

## 二 元禄十年の地方直しと寛保二年の知行上知

廩米取であつた初代之俊が、元禄十年（一六九七）の地方直しによって拝領した知行所各村の領主支配の変遷をまとめたのが表②で

一 高百拾八石武斗九升四合八勺	長嶋村
内高拾九石四斗七升壹合貳勺	込高分
下野国芳賀郡之内	

表②森川家知行所各村の支配状況

知 行	所	支 配 の 變 遷
国 郡 村	石高(村高)石 幕末期名主	正保期(「田園簿」) 元禄期(「元禄郷帳」)
武 葛 大 島 (杉戸町)	112,4205 (434,3434)	②代官支配(元禄10森川) 藤城太郎右衛門 (知行所取締代官) 代官 伊奈半十郎 旗本 三毛十三郎
飾 上 戸 (幸手市)	75,516 (150,3659)	②代官支配(元禄10森川) 小川 栄 喜 代官 伊奈半十郎 旗本 竹本次左衛門
埼 玉 上 早 見 (久喜市)	153,709 (521,12)	③代官支配(元禄10森川) 斎藤内蔵之丞 川越藩 松平伊豆守 旗本 三毛十三郎 同 松平監物
芳 賀 長 島 (栃木県二宮町)	118,2947 (862,1232)	④代官支配 旗本 設樂善左衛門 同 森川小左衛門 同 三宅惣九郎
下 河 木和田島 (同今市市)	224,4196 (854,214)	③代官支配 旗本 森川小左衛門 同 三宅惣九郎
内 沓 掛 (同)	73,6535 (291,61)	③代官支配 旗本 森川小左衛門 同 三宅惣九郎
都 上 南 摩 (同鹿沼市)	57,9171 (1225,885)	③代官支配 旗本 相馬摂津守 同 林又右衛門 同 森川小左衛門 同 三毛惣九郎 同 蟻川彦左衛門 同 根来八左衛門 同 土屋 賴母
野 賀		⑬旗本 有馬鑑一郎 同 林右近 同 森川金三郎 同 三毛鑑三郎 同 蟻川太郎 同 根来鑑太郎 同 土屋金次郎 同 蟻川千之助

知行所石高(村高)は幕末期の状況をしめす。「日高日領政調帳」を、幕末期名主は藤城家文書No.526「文久2・3一同相談取締議定書」を典拠とした。元禄郷帳の支配は武藏と下野では元禄10の地方直し以前と以後と同時期のものではない。「田園簿」は「武藏国田園簿」の略である。○数字は相給支配数をしめす。

(藤城家文書No.一六七一)

一高式百拾弐石四斗壱升九合六勺

木和田嶋村

内高五拾弐石五斗七升

込高分

一同七拾三石六斗五升弐合五勺

込高分

内高拾八石三斗四升九合

沓掛村

同国都賀郡之内

一高五拾七石九斗壱升七合壱勺

込高分

内高拾四石四斗<sup>(虫損)</sup>

込高分

高合八百五石九斗三升四合

拝領高

内六百石

込高分

去ル子も酉迄拾カ年平均

此物成百五拾八石四斗八升七合五勺

内米九拾九石五斗八升七合弐勺

但永四拾六貫三百弐拾文弐分四リ

右之外新田見取田畠運上林無御座候

右者私知所、下免ニ付相勤候内、願之通り御藏米ヲ以引替被<sup>(付)</sup><sub>(カ)</sub>

取米知行當分上知ニ成候ニ付、高物成畫面之通御座候、以上、

御小性組松平備後守組

森川小左衛門<sup>(忠)</sup>寛保二年戌□月<sup>(虫損)</sup>

御勘定所

寛保二年（一七四二）に上知された森川家の知行所七カ村は、天明四年（一七八四）には、再び幕府代官支配から森川家支配に復帰している。ここでは、この再度の知行所転換のもつ意味を考えるとともに、幕藩制解体期に森川家の領主的危機（財政的危機）が深化する過程とそれに対する領主的対応（幕府・旗本権力構造という性格の幕藩領主総体の階級的支配強制）を森川家の知行所支配と家政改革をとおしてみていくことにする。

このように、森川家は知行所の年貢下免を理由に蔵米取への引替を願い、また、勘定所（幕府）もこれを認め、幕領として代官支配になつたのである。つまり、元禄地方直しによって封建領主となつた旗本森川家の知行所支配は完結せず、知行取（封建領主）から蔵米取（徳川一家臣化）へ転化しうるという旗本領主支配の一側面を示したものであつた。知行所の年貢徵収が順調でなかつた（年貢下免）理由はよくわからないが、幕府は、地方直し後も旗本の蔵米引替要求を容認し、旗本知行所を上知し直轄代官支配にするという方法（救済策）をとつていたのであり、幕藩制解体期における幕府による知行権の強化というより旗本保護策としての性格をもつものであつた。

表③森川家知行所支配の危機と領主的対応

年・月	支配の危機の深化と対応
天明5(1785)	江戸長谷川町(日本橋)の伊勢屋孫兵衛から森川忠福が金50両借用。
寛政8(1796).12	50両返済に差滞し金45両米売渡証文(米160俵)受取、書替証文を伊勢屋孫兵衛に渡す。
寛政9(1797).正	知行所地頭賄、金子差支に付、年貢米160俵(45両)を担保に、伊勢屋孫兵衛が日々賄金を調達。
享和4(1804).12	金92両2分4朱の暮金等を知行所7カ村で分担して差出す。上早見村(永23貫819文)、大島村(永19貫15文)、上戸村(永16貫410文)、木和田島村(永8貫559文)、沓掛村(永7貫429文)、南摩村(永4貫329文)、長島村(永13貫文)
文化9(1812).8	大島村名主(藤城)吉右衛門、上戸村名主(小川)栄喜が知行所7カ村取締代官に仰せ付けられる。
弘化3(1846).11	武州3カ村名主への預金の月割金を(小川)栄喜へ上納すべくする。
弘化4(1847).6	藤城吉右衛門に中小姓格惣取締役を申し付け、苗字帶刀を免す。
弘化4(1847).11	藤城太郎右衛門、父吉右衛門出精相勤ニ付、給人格申し付けられる。
嘉永元(1848).11	森川鉢太郎、武州野州知行所村々小前不穏成をもって、関東取締方太田源助に、知行所取締方、勝手向主法替を依頼する。
12	太田源助、森川家知行所村々惣代等の願い出た地頭所家事勝手向主法替5カ条の調方を翌年2月迄することを、知行所村々名主へ通達。
12	森川鉢太郎用人、飯塚治兵衛より知行所村々へ、村々取締方、主法替につき、謂のない先納金、用金を申付けないこと兩印(森川、太田)のない下知書は無効であることを伝える。
嘉永2(1849).2	太田源助より9カ条の知行所取締主法替の仕方が「知行所村々への先納金を米100俵から、当年より50俵にする」等通達される。
11	森川鉢太郎、太田源助に永久加判、用人鈴木内蔵助の出入等を差替ることを約し、再度知行所取締方の世話を依頼する。
文久2(1862).3	嘉永6(1853)より、森川本家へ知行所取扱をお願いし、本家の取扱いにより金200両出来、当年地頭の子供成長備金として上戸村周作、大島村吉右衛門、上早見村内蔵之丞に50両ずつ預けられ、月金1分宛利足加え上納することにする。
3	知行所7カ村で、地頭御用向はなるべく武州3カ村でつとめ、皆済の節に野州村々も入用を済すことをきめる。

藤城家文書No621、511、500、394、395、405、396、406、589、526、519、1707、392、697による。

(表⑤延享期～天明期幕領代官支配・天明期～天保期森川家支配)をもとに検討してみたい。幕領期の大島村は、代官萩原氏・戸田氏・高田氏・渡辺氏・伊奈氏(関東郡代)がその支配にあたり、徴租法は五カ年定免法で水損(干損)等の場合には破免検見による減免措置がとられていた。この期の年貢収納量は、ほぼ一定し

表④は、再び森川家支配になつた天明四年の知行所七カ村の年貢徴収状況を年貢割付状をもとにまとめたものである。知行所村高六(一) 年貢増徴と知行所地頭賄

〇〇石(込高石含八〇五石余)に対して、年貢米一五九石余、永五八貫余が同年の予定収納量であつた。この年貢徴収が幕府代官支配と比べてどうであったかを、武州知行所の一つである北葛飾郡大島村の年貢割付状

表④天明4年（1784）森川家知行所7カ村の年貢徵収状況

知行所			石高	田畠反別	貢量（納合）	7カ村納合計
国	郡	村				
武藏	葛飾	大島村	112石4斗2升5勺	田7町8反6畝19歩 畠5町1反4畝25歩	米35石8斗 1合1勺 永4貫50文2分	米159石 5斗8升 永58貫 1555文28分
		上戸村	75石5斗1升6合	田6町2反1畝26歩 畠2町4反9畝27歩	米34石1斗6升6合7勺 永2貫181文6分	
	埼玉	上早見村	155石7斗9合	田6町8反2畝27歩 畠10町9反18歩	米39石3斗5升8合 永13貫428文3分	
下野	芳賀	長島村	118石2斗9升4合8勺	田5町9反7畝6歩 畠6町5反3畝4歩	米26石9斗1升8合1勺 永7貫146文3分	
	河内	木和田島村	212石4斗1升9合	田5町1反7畝7歩 畠33町3反10歩	米11石9斗 8合8勺 永20貫48文4分	
		沓掛村	71石6斗5升2合	田3町4反5畝23歩 畠5町9反2畝25歩	米8石3斗9升2合1勺 永5貫573文6分	
都賀	南摩村		57石9斗1升7合1勺	田6反9畝3歩 畠8町3反3畝	米3石 3升5合2勺 永7貫129文4分	

藤城家文書No1671「森川様御知行所武藏下野七カ村田畠御年貢割付控」による。

て米三三石九斗余・永三貫九三三文余であり、破免検見による大幅な年貢減少がみられるのは、宝暦元年（米二一石余・永三貫九〇四文）、同七年（米一升六合・永一貫三三文）、同十一年（米一四石余・永三貫九〇八文）、明和三年（米五石余・永二貫九八七文）、安永元年（米六石余・永三貫九〇九文）、同九年（米二升七合・永一貫八〇五文）の六年であり、これは幕領支配期のわずか一五%にすぎず比較的安定していたといえる。一方、森川家支配の天明四年以降の大島村の年貢は、同年の検見による反取法で米三五石八斗余永四貫五〇文余と設定されており、森川家は支配の転換を機に米納で約二石（五、六%）、永納で約一二〇文（三%）の増徴を実施した。この年貢増徴は、天明六年（一七八六）の大水水腐による年貢皆無をのぞけば寛政期までは安定した収入を森川家にもたらした。ところが、文政七年（一八二四）～天保四年（一八三三）にかけては毎年のように水腐引になつており、その年貢収納量は平均米一四石三斗余、永三貫四八一文余と当初設定年貢量の米四〇%、永八五%と減少しており、文政期以降、大島村の農村構造が大きく変化し年貢徴収が不可能な状態に達していたことがわかる。このことは、森川家の新たな財政危機をもたらし本年貢以外による収奪、つまり先納金や用金の賦課の増加という対応を展開することになった。森川家の知行所支配は後退し、下知書（先納金や用金の要求）の知行所への発給が増え、江戸からの文書支配化を一層すすめ、領主的権威の低下をも示すものであった。

表⑤幕領期（～天明3）森川支配期（天明4～）における大島村の年貢

年・月	米合	永合	備考
延享2.11	31石8斗9升7合	3貫904文	当辰検見引2石4斗5升
同4.10	33石4斗2升9合	3貫904文	
寛延元.10	33石9斗7合	3貫904文	
同2.11	33石9斗8合	3貫904文	
同3.11	33石9斗8合	3貫904文	
宝暦元.11	21石7斗7升	3貫904文	
同2.11	33石9斗8合	3貫904文	▼幕
同3.11			
同4.11			
同5.11			
同6.11			
同7.11	2升6合	1貫313文	▼領
同8.11	33石9斗8合	3貫908文2分	
同9.11	33石9斗2升8合	3貫908文2分	
同10.10			
同11.10	14石2斗1升9合	3貫908文2分	▼
同12.10	33石9斗2升9合	3貫909文2分	
同13.11			
明和元.11			期
同2.11	5石1斗1合	2貫987文2分	▼
同3.11	33石9斗2升9合	3貫909文2分	
同4.11			
同5.11			
同6.11	33石9斗3升1合	3貫909文2分	
同7.11			
同8.11			
安永元.11	6石9斗4升9合	3貫419文2分	▼
同3.11	33石9斗3升4合	3貫909文2分	
同4.11			
同5.11			
同6.11			
同7.11			
同8.11	33石9斗3升6合	3貫909文2分	
同9.11	2升7合	1貫805文2分	▼
天明2.11	33石9斗3升6合	3貫933文2分	
同4.10	33石3斗5升1合1勺	4貫50文2分	
同6.10	皆無	25文1分	▼
寛政4.10	35石7斗9升3合1勺	4貫50文2分	
同6.11	35石8斗1升1合	4貫50文2分	
同10.11	(36石2升)	4貫50文2分	
同11.11	(36石2升)	4貫52文2分	
文政7.10	13石4斗3升1合1勺	4貫50文2分	
8.11	10石1合1勺	3貫240文2分	森
9.霜	11石7斗2升8合1勺	4貫50文2分	
10.11	32石2斗9升6合1勺	4貫50文2分	川
11.霜	4石8斗8升1勺	2貫835文2分	
12.霜	11石7斗2升8合1勺	2貫835文2分	支
天保元.11	8石3斗1勺	3貫24文2分	
2.11	13石4斗4升2合1勺	4貫50文2分	配
3.11	31石2斗9升6合1勺	4貫50文2分	
4.11	6石5斗8升6合1勺	2貫632文7分	▼

藤城家文書No410～463大島村年貢割付状による。▼は水腐引のあった年をしめす。

森川家の財政は、知行所再拝領の天明四年時から困窮しており、藏米取から知行取への転換もそれを打開するためであり、年貢増徴のみならず新たな収奪をもつて知行所に転嫁することを意図したものであつた。知行所再拝領の翌天明五年（一七八五）には、次の史料のように地頭賄の要用金を知行所七ヵ村に申し付けたが、村側が調達できないという理由で江戸長谷川町の商人伊勢屋孫兵衛（大島村名主吉右衛門弟）から金五〇両の借金をしており、寛政九年（一七九七）にも知行所からの金四五両米壳渡証文（年貢米一六〇俵）を担保に日々暮方を調達してもらつてゐる。

## （史料二）

## 下知書

## 一金五拾也

右者、先達而天明五辰年、其村々江無観要

用金申付候處、調達致兼候ニ付、其節御殿様

御裏印并ニ用役中川伴左衛門、左之村々名主共印

形為致、書面金子長谷川町伊勢屋孫兵衛方

ニ而其節致借用、則右金健ニ受取候、右金其翌

年前書之通無相違返済可致旨、御印鑑付を以証文

入置候處、段々知行所水腐等も有之、勝手御差支ニ

相成候故、是迄差滞候處、今般金四拾五両米壳

渡証文、則米百六拾俵書入壳切を以金子四拾五両

慥ニ受取候丈吉ニ有之候、句論當已ノ正月書替証文

右孫兵衛江相渡、金四拾五両当正月ち月々暮方

則孫兵衛方ら受取候筈ニ候、然ル上ハ暮方不足致候ハ  
其村々江相賄候筈是又聞届候、且又万—伊勢屋

孫兵衛方江金五拾両書替証文差滞及出入候ハゝ、其節ハ  
其村々江決而難儀相掛申間敷候、尤人用等ハ其節

相伺引取可被申候、為後日下知書、如件、  
相伺引取可被申候、為後日下知書、如件、

寛政八辰

十二月

寛政八辰

森川鉄太郎内  
忠福

田中方兵衛（黒印）

上早見村名主 熊次郎

上戸村名主 四郎右衛門

大嶋村名主 吉右衛門

木和田嶋村名主 「」吉

南摩村名主 弥惣右衛門

沓掛村名主 弥兵衛

右六ヵ村名主共へ

右六ヵ村名主共へ

表書之通  
裏書  
（忠福）  
鉄（黒印）

（藤城家文書No.六二二）

すなわち、森川家の地頭賄は本来知行所村々が賄金を用立てるわ

幕藩制解体期における旗本支配の対応と特質

表⑥文久元年（1861）知行所地頭賄による森川家の家計

(收入)

No.	金額	入金仕方
1	金37両3分2朱、銭752文	申年(万延元)勘定出入差引繰越分
2	内金30両	本家鎌太郎賄入用返済用立分
3	金3両	正. 15 知行所草茶代上納分
4	金17両	2. 上戸村申年収納皆済分
5	金4両2分	7. 上早見村畠方永
6	金5両	8. 25 飯茶代、先納金上戸村分
7	金5両	飯茶代、先納金大島村分
8	金4両2分	飯茶代、先納金上早見村分
9	金1両	野州木和田島村畠方永
計	金107両3分2朱、銭752文	

(支出)

月	支 出 金	主 な 使 途
1	金2両1分1朱 錢 3貫770文	1月分賄方、御子様方手習入用(2両)、塩増代(400文)、知行所年始番渡分(2貫文)、万才祝義(200文)、頬母子講懸金(2朱) 他
2	金2両1分2朱 錢 1貫264文	2月分雜用、御三方様手習入用(2両)、塩増代(400文)、頬母子講懸金(2朱)、糸錦買代(300文)、糸染代(148文)、春相院13回忌法事(1分) 他
3	金8両1分2朱 錢 748文	賄料(1両3分)、御三方様手習入用(1分)、塩増代(400文)、頬母子講懸金(2朱)、弥四郎給金(3両)、元吉給金(1両2分2朱)、女中給金(1両1分)、大坂足袋二足代(1分ト348文) 他
4	金7両2分 錢 2貫320文	定用御三方様手習入用(2両)、頬母子懸金(2朱)、野州木和田島村等廻村往返路用代(3両)、供方仲間手当(1分)、塩増代(400文) 鳴縮縮単物等代(1両3分ト336文)、上和砂糖1斤代(876文) 他
5	金3両3分3朱 錢 1貫400文	賄雜用御子様方入用(2両)、お鉄雜用(2分)、塩増代(400文)、頬母子懸金(2朱)、おきん衣類代等(1分2朱ト52文)、上戸村迄立飛脚代(2朱ト200文)、奈良餅惟子1反等代(1分ト朱ト248文)、野州武州廻村加篠代(2分) 他
6	金4両1分1朱 錢 3貫704文	定式賄料手習入用(2両)、お鉄6月分入用(2分)、塩増代(400文)、富士參詣物入(600文)、頬母子懸金(2朱)、上戸村けい古向路用・諸買物代(1分)、疊替代(2朱ト164文)、釜ふた代(1分)、小刀代(124文)、正油樽代(124文)、火打箱代(72文) 他
7	金12両2分1朱 銀 6匁5分 錢 5貫915文	賄料(2分2朱)、お常おきん賄料(3分2朱)、お鉄雜用(2分)、塩増代(400文)、元吉弁当代(41文)、頬母子懸金(2朱)、半紙2状帳面代(64文)、講武所鉄砲諸入用(1朱ト116文)、小普請役金(4両)、知行所うどん粉打出代(841文)、南蔵院盆料(200文)、益買物代(588) 他
8	金12両 錢 669文	賄雜用代(1両)、塩増代(400文)、おきん住居入用(2朱ト438文)、頬母子懸金(2朱)、上戸村迄罷越路用入用(2両)、大塚辻番人給金代等(1分1朱ト5文)、味噌花瓦代(80文)、御飯米遣代(6両) 他
計	金53両1分2朱、銀6匁5分、錢19貫790文	

藤城家文書No.207「森川鎌太郎様御勝手金銀請求帳」による。なお本帳には、8月までの支払明細しか記されていないので、9月以降の支出明細は不明である。

けだが、それが差し支えたときは、江戸の商人から年貢米を担保に借用していたことがわかる。この知行所地頭賄の金額は、享和四年（一八〇四）十二月の森川知行地村名主連印暮向出金取極議定によると金九二両二分四朱であり、知行所七カ村で分担出金している。

また、文久元年（一八六一）の森川鎌太郎御勝手金銀請払帳（一  
〇八月）によると表⑥のとおりであり、年間一〇〇両ほどの旗本家  
計を知行所村々が賄つていたことがわかる。このような知行所地頭  
賄は、旗本知行所支配の後退であり、村側からみれば積極的な旗本

財政抑制策ではあつたが、その用金や先納金の負担は村内の小前貧農層にとつては大きな負担であり、旗本支配の矛盾から村内に新たな抵抗を生起し不穏状態を形成することになる。<sup>(13)</sup> そのような村内の新たな抵抗に対処すべく、森川家は村役人層を中心とした新たな知行所支配強化のための家政組織の再編に着手することになる。

## (二) 文化九年の知行所七カ村取締代官の設置

文化九年（一八一二）八月、森川家は野州武州知行所七カ村取締代官として、大島村の（藤城）吉右衛門と上戸村の（小川）栄喜を任命し隔年で勤めさせ、役中は帶刀を免じ米壺人扶持を給することにした。<sup>(14)</sup> この知行所七カ村取締代官の性格と職務について、両名が地頭所に差出した請書と捷書があるので、長文ではあるが全文を次に紹介することにする。

### (史料三) 御請書之事

一此度武州野州御知行所七カ村為御取締、私共  
兩人江御代官被仰付壺人宛隔年ニ可相勤旨、右二付  
当役中帶刀御免玄米壺人扶持宛被下之、冥加  
至極難有仕合奉存御請差上申候、然上者万事  
出精仕、御屋敷様御知行所御為メ第一ヲ相考、毛頭  
役威等以私之取斗、非分之沙汰無之様遂謹慎  
己直温弟等を以教へ導き、輕キ百姓等ニ至迄相

懷キ重失道耕作農耕等騒敷時々休耕之節者、親類朋友集会仕、從前々被 仰出候  
公儀御法度書之趣堅く相守、村々静語ニ相  
相納リ、不時之禍災無之様互ニ心付、全農行  
之休日迎茂、今日一日ヲ空ク相暮不申候様、百姓一  
統、心懸候儀者取締役人出情不出情ニ可有之  
事ニ付、修身齊家ニして、村々安泰無事  
之工風專一相心懸旨被 仰渡、是又奉畏候、  
附捷左之通

一御用ニ付御知行所廻村之節、村々ニ而賄贈音信鶴力

贈等棄其筋、且酒食共馳走ケ間敷儀、決而  
請之申間敷候事、

但 御用之儀ニ付整兼、無拠一兩日茂滯留之節者

一汁香物麩飯限り可請之、尤右木錢飯料

とし、一日鳥目百銅宛當宿江相払、村方

右茂木錢飯両請取書可差出之、是者御上

右可被下候事、此段村々江茂兼日御触流有之  
承知之事、

一毎歲御年貢上納之儀、村々者取締役人方江相納  
可申候、兼日村々江茂触流し置候事、尤年々皆清  
勘定之儀者十一月十五日定日ニ相定、取締役宅  
江集会仕、村々立合之上、米金分厘毛払勺才迄

厳密追而間違等無之様念入可遂勘定、其上

村々帳面差添、米金共取締方江相納、村々江請取

書差出置、來正月年始御礼之節、古帳面

御上江差上、年々納リ方米金共村限リ委細ニ申之

右皆済請取、御方ち取締方江頂戴帰村之節

時日ヲ不移村限リニ相渡、兼日差上置候請取

書と引替可申候事

附 右村々集会之節も役宅ニ而酒食其外馳走

カ間敷儀差出申間敷候、尤御用向整兼滞留之

節者一汁香物麌飯可差出之、右之節も一日老人

鳥目百銅宛役宅江村々可差出候、此料者

御年貢上納之儀候得者、村々入用之積リ御上

占被下者無之候、是又兼日御触流村々相心得

罷在候事

一不時御用ニ付、下野御知行所江罷越候節者、江戸

御屋敷江相伺、御用向之儀御上江申上、御差団之

上、村々江之御下知書持參可罷越候、尤差懸候儀ニ而

延日ニ不相成儀者道中飛脚ヲ以、訖金

相認メ日限等間違無之様御屋敷江申上置、帰村

之節、早々出府仕、御用之趣可申上候事、

附 右之節者休年成共、榮喜、吉右衛門兩人

供壱人ニ而可罷越候、尤此御入用者御上之御用

向ニ有之候ハヽ、取締兩人江一日鳥目三百文

宛、供のものヘ武百文可被下候、村方非常

之儀ニ而願出罷越候節者、御上者一切不被下

置候、是者村入用ニ可申付候、兼日村々江茂相触

流し有之候事、

一御知行所田畠米永御年貢等儀ニ付、檢見或者非常

之儀ニ付、村々ち無拵願書有之候節者取締リ方江申

出任差団、不得止事ヲ儀者御屋敷江相伺可申

候、尤後難ニも不相成儀候程之儀ニ而、内済ニ茂相

成儀者不伺及取斗、相済可申候事、事品々之

儀者委細ニ訣ケ合書留置、出府之節差出可申候、

右之通、堅相守出情相勤可申候、依之御請

奉差上候処、仍如件、

上戸村 栄喜

大嶋村 吉右衛門

文化九申年八月

宮崎十兵衛 殿

(藤城家文書No.一七〇七)

この知行所七カ村取締代官は、「御屋敷様御知行所御為メ第一ヲ相考」とあるように旗本知行所支配の貫徹もしくは安定を第一として設置された役職であり、「村々静語ニ相納リ、不時之禍災等無之様互ニ心付、全農行之休日迎茂今日一日ヲ空ク相暮不申候様、百姓一統

心懸」、「村々安泰無事之工風専一可相心懸」とあるように、村々静語・村々安泰を目標としていた。そして、知行所各村々の取締としての廻村や年貢上納・勘定などの農政実務を担当したのである。これらは、従来旗本用人（役）の職務であり、森川家にとつては、知行所村役人層に用人的役割をもたせ知行所支配の強化をめざすとともに、村内小前層を中心とした旗本支配の矛盾に対する抵抗の防波堤的役割をもたせるものであった。また、このような知行所農村の荒廃には、従来の貢租収奪とは別に、森川家が先納金や臨時金、預金貸付による利子徵収などの新たな収奪を開拓したことが一因になっている。実際、大島村における年貢収納はこの期には減少しているのであり、逆に先納金や臨時用金賦課、預金貸付は増えたのである。<sup>(14)</sup>これら収奪強化は、取締代官の働きにとうところは大きく、藤城吉右衛門は弘化四年（一八四七）に中小姓格惣取締を申付けられ名字帶刀を免された。しかし、先納金や臨時用金の知行所への負担転嫁は、旗本財政の一時しのぎにはなつても、再建にはなりえず、旗本支配の危機を一層深化させることになる。

大島村では、それまでの年貢割付状にかわって天保十五年（一八四四）以降毎年のように年貢皆済目録が作成された。<sup>(15)</sup>表⑦は、各年の①田畠年貢納合永（名主給・扶持米、水損用捨引等を差引し、貸付預金利子等を加えたもの）、②納金（賄料、御飯米、出府雜用金臨時入用、先納分利子等の合計）、③①—②で納辻（各年の皆済収支）の状況をまとめたものである。天保十五年には、田畠年貢米永が四

二貫九〇文であつたにもかかわらず、納金として三一貫八五文余が差引され、納辻は一貫四文余であり、以後この納辻は年々減少し、嘉永期には過納（大島村の赤字）になつてている。結局、この過納分の負担は本来的な領主と農民の支配・被支配関係にもとづく年貢収奪関係の破綻を意味し、一層、小前農民層へ大きな打撃を与えることになり嘉永期における村内小前層を中心とした不穏状況は極限に達していたことが予想される。これは、「村々安泰・村々静語」を目的に、文化期に設置された知行所取締代官をはじめとする村役人層では手におえない状況であり、森川家はさらに深化した支配危機に対する領主的対応をせまられることになった。

### （三）知行所農民の家事勝手向主法替要求と嘉永元年の関東取締

出役による知行所取締方・勝手向主法替

旗本森川家の知行所支配の危機的状況が深化した嘉永元年、当主森川鉢太郎は、親類筋で関東取締出役の太田源助に次のように知行所取締方を依頼した。<sup>(16)</sup>

（史料四）

御頼申一札之事

私知行所武州野州村々小前之者共、不穩成趣<sup>ヲ</sup>以

名主共主法替之義願出、御親類之内ニ而御引請、万端家

事勝手向ハ向論知行所村々取締方・主法替相立度段願候

ニ付、其御許様儀者先年取締方被成下候家柄之儀ニ付

此度之儀も御手数相懸ケ候義ニ者候得共、万端取締方  
御引請被下、知行所村々江加判之義、曾根内膳殿於役宅

御願申候上ハ、知行所村々穩ニ相治リ候様御取締可被成下候、

依而、御頼書、如件、

(史料五)  
書下ケ

森川鉢太郎 印

其方共義、鉄太郎知行所村々惣代、地頭所家事

勝手向其外万端主法替願出候趣左之通、

一用役飯塚治兵衛可差替候

一女中差替小女中減シ、都而過人数等無之様仕度候、

一長屋向不殘明払仕度候、

一御物成之内、定入用引除、残米永ニ而御幕方主法

相立度候、

一金子内蔵助ハ向論出府出役御差留候様仕度候、

右五カ條其外共調方、來酉二月迄此方ニ而預置候間、早々

四カ村之上、小前一同江申聞、御差支不相成様可致者也、

(藤城家文書No.三九四)

この関東取締出役太田源助への知行所取締方の依頼は、森川家の  
自主的な意図にもとづくものではなく、知行所村々名主側からの家

事勝手向と知行所村々取締の主法替要求、しかも森川親類筋の引請

を望んだ上でのことであり、各知行所村々小前層の不穏な状況が名

主層にそれを決意させたといえる。その結果、森川家は関東取締出  
役という権威を頼みに、太田源助に知行所取締方を依頼したのであ  
る。旗本の個別領主としての権威は矢墜しても、なお幕藩制領主下  
のもとでは、親類筋の領主の家政参画をとおして主法替はありえた

のである。この時、知行所村側が要求した主法替は次の史料により  
五つの内容からなっていた。

嘉永元申年十一月

太田源助 様

武州 村々名主江

(藤城家文書No.三九四)

嘉永元申年 十二月 太源(黒印)

武州 村々名主江

(藤城家文書No.三九五)

①用役（人）飯塚治兵衛の差替。②女中差替、小女中減し、過人  
數なきようとする。③長屋向は残らず明け払う。④物成之内、定入  
用を引除き残米永にて暮方主法を立てる。⑤鈴木内蔵助の出役を差  
留ることの五条であり、旗本家政用役を中心とした人事刷新と女中

や長屋住の下級家臣を中心とした雇人の削減や暮方金の抑制であり、村側の旗本家政に対するより積極的な介入であった。これら村側の要求に対し、太田源助は翌年二月までに調査することを約し、村内小前層をひとまず納得させた。そして、翌嘉永二年（一八四九）二月、太田源助は次のように下知書でもつて村側に、九カ条の森川家主法替を伝えた。

（史料六）

下知書

一今度森川鉢太郎殿知行所加印被相願候ニ付、

昨年七カ村主法替之儀被及頼候間、取調候処、

勝手向其外物入多少之場所も有之、又者不用之

簾も相見江、左候而者年々及損費、殊ニ者村方之

迷惑之筋合も可有之ニ付而者、此度左之通、カ条

書ヲ以申渡候、

一先納金江米百俵差向候処、當年五拾俵

差向候間、元利相済候迄、年々引取可申事、

一榮喜公用手当米并米拾俵ト武斗弐升弐合三勺

去ル未年辰年迄拾カ年内引方米并名主共

組頭其外扶持米相渡候処、當酉年五取上候事、

一勝手向賄其外人給共別紙之通及増減候事、

一村方出役之儀、向後檢使檢見見分又者當表

吉凶其外差掛候筋合之節者、出役差遣シ談可申候、

餘者呼出候歟、文通ニ而事足候ハゝ、定飛脚可為  
村方ちも成丈文通可為事、

但シ出役之儀已後者他所之者不差遣、家来可為事、

一鈴木内蔵助、是迄頼ニ而為致出役候処、已後者相頼

申間敷事、

一上早見村、先年土手普請之儀ニ付、下ヶ金

差遣候処、右者自普請之簾ニ付、向後下ヶ金差

遣不申、已後者自普請与可相心得事、

一其方共并小前之もの共、内々ニ而地頭所手先江召

呼候共、及断罷出申間敷候、若又於手元及内談候

者於有之者、急度咎可申付事、

一諸向ち買掛之儀ニ付、地頭ち直書ヲ以知行所江

差遣ニ候共、差上申間敷一錢たり共差出申間敷

候事、

但シ、品ニ寄両用役共之名前添輸差遣シ候ハゝ、

可為對談、乍去用役共印形引合相違も致シ

候ハゝ、取上中間敷事、

一其方者銘々格席も有之候身分ニ而、小前

者同様無力ニ而出入いたし候儀有之間敷事、

右之通、主法替相立候上者、地頭所差支も有之間敷

且者、村方難渋之訛柄も薄く可相成、一同実意ヲ以

致納得、万事差支無之様可被取斗、依之下知

書差下もの也、

嘉永二酉年二月

太田源助（黒印）

武州 村々

野州 村々

名主

組頭

惣百姓

（藤城家文書No.三九六）

その内容は、①先納金を従来の米一〇〇俵から当年より米五〇俵限とし、年賦として年々引取る。②上戸村名主（知行所取締代官）小川栄喜の公用手当米、来末年より一〇カ年の引方米、名主・組頭の扶持米を取り上げる。③勝手向賄料、給金を減らす。④村方出役は検使・検見・検分・その外吉凶事等に限り、出役役人には他所者を差遣わざず家來を差遣わす。⑤鈴木内蔵助の出役をやめる。⑥上早見村の土手普請は、今まで下ヶ金を出していたが今後は自普請にする。⑦村役人や小前の者共内々の地頭所手元への出府をやめる。

⑧諸用・買掛として地頭より直書がきても一錢たりとも出さない（品

により両用役共の名前添翰がある場所は対談できめる）。⑨知行所村役人で格席ある者は、小前同様の無刀出入をしない。ということの九条であった。新たな旗本収奪のために、村々安泰・村々静語を目的として設置された知行所取締代官や名主・組頭等村役人層の地位

は後退しており、旗本用人・出役は刷新され、旗本生活費の賄料は減少し、旗本収奪の先納金も制限された。旗本森川家の知行所支配は村側小前層の抵抗の前に完全に後退せざるをおえなかつたのである。

#### 四 嘉永六年の森川本家知行所取扱い

嘉永期の森川家知行所村々小前層を中心とした旗本支配の矛盾に対する抵抗は、森川家親類筋にあたる関東取締出役太田源助による森川家政の大幅な主法替を実現させ、森川家の知行所支配の実権を完全に撤退させた。森川家に六〇〇石の知行所を支配する能力の無いことは明実のものとなつたのである。とはいへ、関東取締出役による主法替（治政）は、「旗本」支配を前提としたもので否定するものではなかつた。このような旗本支配に対する村側の優位を背景に、森川知行所村々は、嘉永六年（一八五三）には、知行所取扱いを森川本家に願上げており、知行所支配は新たな展開をみせた。次の史料は、森川本家の知行所取扱いの一端をしめすものである。

（史料七）

奉預り金子之事

一金五拾両也	上戸村	周作	印
一金五拾両也	大嶋村	吉右衛門	印
一金五拾両也	上早見村	内蔵之丞	印
合金百五拾両也			

右之金子、私共地頭所御幼年ニ付、去ル十ヶ年以前嘉永六五年<sup>5</sup>

御本家様諸事御取締者向論御知行所迄、御取扱等被成下置度村々一同奉願上候處、厚キ御世話ヲ以、去ル酉年迄ニ金貳百両余出来、依之御子様方御成長之上御世話備金右三人之者江御下ヶ奉願上、前書之通り御預リ申処夷正ニ御座候、然上者、金五拾両付老カ月金老分つゝ利足差加ヘ、当戌皆済之節御上納可申候、尤差掛リ候御入用向も無御座候ハゝ、此証文ヲ以御入用之節迄、御預リ申上度候、且前書金子之儀、三カ村之内老カ村何様之儀出来候共、残両村ニ而引請無差支御上納可申上候、依而証文奉差上候處、如件、

御知行所

文久弐年 武州葛飾郡上戸村

戌三月 小川周作

名主見習

同州同郡大島村

藤城吉右衛門

印

同州埼玉郡上早見村

斎藤内蔵之丞

印

御本家様御内  
御地頭所御掛リ

(文久二年)  
戌三月

上戸村 小川栄喜

印

大島村 藤城太郎右衛門

印

(藤城家文書No.五八九)

前書御下ヶ之儀、右三カ村及相談シ候處、御本家様御取締被成下候故ニ一同難在奉存候、御下ヶ之儀願上候間、私共義も承知仕候間、奥書印形仕候、以上、

この森川本家による知行所取締取扱いは、地頭幼少とはいえ知行所村々百姓の総意にもとづくものであり、実際、本家取扱いの一〇年間で二〇〇両余の金が工面でき、文久二年（一八六二）二月には上戸村（小川）周作、大島村（藤城）吉右衛門、上早見村（斎藤）内蔵之丞の武州知行所名主三名へ五〇両ずつの預金を実施しているのである。実際、表<sup>7</sup>をみてもわかる通り、大島村の年貢皆済目録によると、嘉永七年（一八五四）以降、大島村の皆済収支は嘉永期当初の赤字（過納）状態から黒字収支に転じている。また、武州野州知行所七カ村では、文久二年三月、地頭用向きが手近故に武州知行所ばかり呼出しになるので、なるべく武州三カ村で用向きを済ますことを取り極めている。<sup>18)</sup>

この幼少の地頭とは九代森川金三郎のことであり、慶應二年（一八六五）十一月に跡式を継ぎ、幕府の軍制改革で改編された海軍奉

表⑦天保15年（1844）以降大島村の年貢皆済状況

年・月	①田畠年貢永(預金利子加え 名主給等差引後)	②納金(賄料、臨時用金、先納分 利子、御飯米、出府雜用費、郡 代貸付返済費等)	③①—②納込（皆済勘定取支）	備 考
天保15. 11	42貫 90文	31貫 85文 4分	11貫 4文 6分	
弘化2. 11	43貫404文 3分	42貫940文 9分	2貫463文 4分	
同3. 11	4貫 50文 2分	1両1分2朱 (41貫402文 1分)	2貫527文 7分 (△41貫402文 1分は過納力)	▼水損7分用捨引
同4. 11	38貫656文 6分	30貫264文 3分	8貫392文 3分	
嘉永元. 11	33貫930文 4分	52貫395文 1分	△18貫464文 7分過納	
同2. 11	30貫538文 4分	55貫577文 6分	△25貫 39文 2分過納	
同3. 11	66貫530文 7分	97貫801文 5分	△31貫270文 8分過納	
同4. 11	44貫538文 3分	64貫490文 5分	△14貫764文 7分過納	
同5. 11	48貫727文 3分	94貫530文	△45貫802文 7分過納	
同6. 11	45貫695文 1分	100貫444文 5分	△50貫530文 3分過納	
同7. 11	48両1分2朱ト永65文 2分	28両2分1朱ト永66文 4分	19両3分ト永61文 3分	
安政2. 11	29両3分ト永16文	22両1分ト永456文 7分	7両ト永59文 3分	▼水腐用捨引
同3. 11	33両2分2朱ト永84文 7分	28両3朱ト永48文 2分	6両3分ト39文 4分	
同4. 11	32両1分2朱ト永49文 9分	26両2分2朱ト永87文	7両2朱ト永31文 2分	▼水腐2分5厘用捨引
同5. 11	53両1分2朱ト永612文 6分	41両1分7朱ト永114文 4分	13両1分2朱ト永17文 5分	
同6. 11	16両2朱ト永366文 6分	26両3分3朱ト永1貫988文 6分	△12両1分2朱ト永59文 5分過納	▼水腐悪米勘弁
万延元. 11	49両1分2朱ト永380文 9分	22両2分ト永1貫968文 5分	25両1分ト永37文 4分	▼水損風損2分5厘用捨引
文久元. 11	67両3分2朱ト永100文 9分	12両2分3朱ト永121文	55両2朱ト永42文 4分	
同2. 11	61両3分2朱ト永913文 2分	43両2朱ト永540文 9分 1り	18両3分ト永372文 2分 9り	
同3. 11	7両ト永46貫11文 7分	37両1分ト貫586文 7分	永4貫175文	
元治元. 11	7両ト永43貫156文 6分 5厘	25両1朱ト865文	24両3分3朱ト179文	
慶応元. 11	69両ト59文	28両1分ト永2貫668文 7分 5り	38両ト錢300文	
同2. 11	88貫534文 9分	70両ト永4貫190文	14貫344文 9分	
同3. 11	112貫846文	30貫341文	82貫505文	▼2分5厘用捨引

藤城家文書No.17～40大島村年貢皆済目録による。△は過納をしめす。

行支配になつてゐる。また、慶応三年九月には、幕府より知行所物成半高（四分一）軍役金上納の令が出されるが、森川家は、同年十二月金八九両を軍役金として上納している。つまり、高橋氏のいうように、幕藩制のもとでは、どれほど財政が窮乏しても旗本支配は存在したのであり、農民鬭争によつて個別旗本支配が排除されても、なお幕藩領主総体の階級的支配強制を背景に旗本支配（領主的対応）<sup>(19)</sup>は行われたのである。旗本支配構造は、徳川氏の直臣ゆえに幕藩集権としての公儀（幕府）に大きく依存した性格を持ち、集権としての幕府の崩壊と同時に大きく解体するという性格のものでもあつた。

しかし、関東における個別旗本支配の農民鬭争による後退は、幕藩制下における個別旗本支配の無力化のみならず、幕府權威の失墜にも大きな影響を与えたのは事実であり、幕藩制の崩壊を早める重要な要素になりえたといえる。

#### 四 幕府崩壊後の森川家の動向

##### （一）慶応四年の知行所土着（帰農）

慶応四年（一八六八）四月、江戸城が明け渡され幕府は崩壊した。その後五月、徳川家の相続が田安家の徳川家達にきまり、家達は駿府七〇万石に封ぜられた。このとき、旧旗本は、①帰順として朝臣となるか、②徳川家臣として駿府に移住するか、③帰農工商するかの三者抉一をせまられた。そして、帰順朝臣以外の旗本の知行地は上知され府県の所管となつたのである。森川家は、慶応四年八月時

点では、本家同様駿府移住を予定していたようで、駿府移住の相談ということで、武州旧知行所三カ村名主の藤城吉右衛門、小川太重、齊藤内蔵之丞の三名を江戸に呼び出している。<sup>(20)</sup>しかし、駿府には移住しなかつたようで、同年十一月十八日には次のような暇願を徳川家に出している。

##### （史料八）

宿所本郷宿上地森川□之助屋敷跡借地小堀丹礼方同居仕候

拝領屋鋪 坪數式百七拾五坪 大塚坂下町  
拝領屋鋪 坪数百式拾壹坪 渋谷宮益町

高六百石 本国尾張 養祖父 森川鉢太郎死小普請  
生國武藏 養父 森川鎌太郎死小普請

森川金三郎

巳歳二十  
慶應二辰年十二月廿六日跡式被申付、明治元辰年十一月十八日

願之通暇被申付候、

##### （藤城家文書No.五四二）

暇願を出した森川家は家族とともに帰農すべく、武州知行所を訪れた。ところが、当主金三郎にとつては百姓出精（土着）することは無理であったようで、次の史料のように姉のみを知行所に預け、当人は東京に滞在していたのである。

##### （史料九）

入置申一札之事

一其村々義、旧来ち知行ニ候所、今般  
御一新三附上知ニ相成候得共、旧縁ニ付  
上早見村、大島村、上戸村江私義家

族共屋(厄)二相成恭仕合存候、一駄私儀  
百姓出情致度候得共、何分不行届二付  
達而

其御村々御三人江相談之上、東京懇  
意之者多ち候上者、私身分何様之

義相成候共、決而御外心申間敷候、然上者、  
姉つね義屋(厄)介共御頼申候、且向後御取斗

筋ニ付、私共不申及家族共決而故障申  
間敷候、為後入置申処、仍而如件、

明治二年

元地頭森川

巳六月 本家江印鑑預付 金三郎(花押)

書判

(花押)

武州旧知行所

内蔵之丞 殿

吉右衛門 殿

宋 喜 殿

外御役人中

(藤城家文書No.三九九)

一此度、森川金三郎様 御本家様御厚

情ニ而徳川家江帰参願も相立難有仕

一札入置申候事

(二) 明治二年の駿府帰参をめぐる本家と村の対応

暇願を出したものの、帰農する意思もなく、家族を知行所に預け

幕藩制解体期における旗本支配の対応と特質

東京に残った森川金三郎であったが、決局、翌明治二年(一八六九)十月、次の史料のように徳川家帰参願を出し駿府へ移住することになつた。

(史料十)

以書付奉願上候

私儀、昨辰年十一月十八日願之通、御暇被下置生活之  
為メ帰農罷在候処、追々活斗之道も相定候二付、

此度帰参仕度、此段奉願上候、以上、

巳十月十八日

森川金三郎 (黒印)

(藤城家文書No.五四二)

この森川金三郎の駿府帰参については、本家による徳川家への取扱いがあつて実現したものであつて、本家森川政治郎は武州知行所上戸村、大島村、上早見村役人中に、駿府帰参の経緯と旧知行所へ迷惑をかけない旨の文書を差し出している。<sup>(21)</sup>これに対して、旧知行所村々名主は連印で本家森川政次郎に次の文書を差し出した。

(史料十一)

合ニ奉存候、金三郎様之義是迄旧知行所村江  
罷越候節、不埒之廉も有之、御本家御次男

政次郎様御立合之上、同人より御利解申聞候処、

一言申訳ケ無之次第二付、若此以後駿州表江

罷越、猶不埒之義有之候ハゝ、金三郎浪

人ニ相成候間、外々より御本家様御世話ニ而御養子致し

御家ヲ相立被下候様御願申上候、旧知行村役共ニ

不申及、御同人も御恨ミ申聞敷と申上候、

此段一札入置申処、如件、

明治二巳年

十二月朔日

武州葛飾郡

大しま  
吉右衛門

上戸 栄 喜

上早見村

御本家

政次郎 様

(藤城家文書No.六三七)

幕藩制下のみならず、幕府崩壊後においても森川家は旧知行所に對して不埒の廉を重ねていたのであり、駿府帰参後の行状についても、旧知行所側では浪人になるのではと心配しているのである。そして、本家へ養子として引き請けることを望んだのであつた。ここに、ようやく幕藩体制の旧旗本支配からはなれて、明治中央集権体制下での新しい村落支配が、旧森川知行所でも始まることになつた。

### おわりに

のである。幕藩制解体期に、個別領主支配危機が深化するなかで、その対応に独自の領主権を發揮できず克服できなかつた小身旗本(森川家)は、激動の維新期に際しても、時代や社会の変化に対応・転化することができず徳川家臣の道を選択するか没落せざるをえなかつたといえる。

幕藩制国家(武家大名連合政権)権力構造にしめる封建的分権としての旗本支配の構造的特質を究明すべく、幕藩制解体期、武藏に知行所を有した小身(六〇〇石)旗本森川家の支配危機の深化とその領主的対応について検討してきた。以下、森川家の一事例をとおして次のようにまとめてみたい。①旗本森川家は、幕藩制確立期である寛永期に、幕府直属軍隊である三番方の組織整備の過程で旗本分家として創出され、幕府が公儀権力として上昇化する過程である元禄地方直しによって、封建的分権として知行所(分散相給)支配にあたることになった。②森川家は、旗本として小姓組、書院番組に配属されはしたが、それ以上の昇進はなく職務加俸ともいべき収入をもたず、知行所からの年貢等の収奪が唯一基本的な財政收入であった。しかし、寛保期には、早くも知行所支配の困難に直面しており、年貢下免を理由に再び蔵米取に転換した。このことは、領主権(この場合私的の土地所有)を完結しえない旗本領主支配の一面を示すものであり、大名領主権とは異なるものであつた。幕府もま

た、森川家のように財政危機をかかえる旗本の救済保護策として、この知行取→蔵米取という禄高支給の転換を容認した。(③天明期に、再び森川家は旧知行所の支配にあたるが、これは知行所からの年貢増徴と先納金や臨時用金の賦課といった収奪強化によって旗本財政危機を克服しようとした領主的対応であった。そして、これらの収奪を一層強化し、知行所側の抵抗をおさえるため、文化期には村役人層を中心とした知行所取締代官を設置し家臣化させる家政改革を実施した。しかし、収奪強化の継続は、さらに小前層の抵抗と不穏な状況を生起し、嘉永期には、村役人層をも動かし、森川家以外の旗本による知行所取締方・勝手向主法替の要求が行われた。これに対して、森川家は、親類筋で関東取締出役である太田源助に主法替を依頼し、知行所側の要求どおりの主法替が実施された。その後、村側は知行所取扱いを森川本家に願い、本家が知行所支配にあたった。結果として、高橋氏のいう「幕府・旗本」権力構造の性格である階級的支配の中の強制という形で、親類筋とはいえ太田・森川本家が、森川家の個別領主的支配危機を支えた事実が明らかになった。しかし、その背景には旗本支配に対する村側の積極的介入(優位)があつたのであり村の治政の委託という形で太田・森川本家が登場したものいえる。以上、幕府・旗本権力構造の中での旗本支配の特質(領主権)を、幕藩制解体期における小身旗本森川家の支配危機と領主的対応をもとに検討してきたが、(小身)旗本の知行所支配は、蔵米取→知行取という転換が幕政割期の基調方針にもとづいた。

て可能であつたという、いわば領主権の完結性を有しないものであり、幕府・旗本権力構造の性格をしめす一面でもあつた。(小身)旗本は、財政危機を克服するため支配組織や収奪の強化などのさまざまな対応を実施するが、幕末期には破綻し、それ以上の独自な領主権を發揮することはなかつたといえる。(④幕府崩壊後の維新期への対応にしても、森川家は明確な意志をもちえず、近代社会への適切な転化を行えず、最も封建的道である駿府徳川家への帰参(家臣化)という選択を、しかも本家のとりなしによつて選択せざるをおえなかつた。

最後に、本稿の執筆にあたつて、貴重な御指導をいただきました埼玉大学森田武教授、史料の所蔵者である藤城孟男氏をはじめとする藤城家のかたがたに記して、感謝致します。

#### 註

(1) 鈴木寿氏『近世知行制の研究』日本学術振興会一九七一年。

白川部達夫氏「旗本知行と村落覧書」「旗本知行と村落」文献出版一九八六年。白川部氏は、軍事政治両面より將軍権力をささえた旗本は、幕藩制国家のなかで注目すべき役割を果したとし、また知行取旗本の七〇%は関東にあり、関東の歴史発展に重要な影響を与えたと旗本研究の意義を高く評価している。

(2) 一九六〇年代に北島正元氏を中心に理論化された旗本知行形骸化論は、一九七〇年代にはいると山口啓二氏や佐々木潤之介氏が旗本知行を固有の領主組織をもつ領有主体として積極的に位置づけ、幕藩制国

家論研究の一環として旗本領主権の構造や特質をとらえ直すという方

法論的発展をみせた。このような理論的背景をもとに、一九八〇年代には関東近世史研究会による『旗本知行と村落』（前掲書）、川村優氏による『旗本知行の研究』（思文閣出版一九八八年）、『旗本知行所の支配構造—旗本石川氏の知行所支配と家政改革』（吉川弘文館一九九一年）があり今日の旗本研究の到達点を示している。

(3) 高橋実氏論文①「旗本支配と知行所法の特質」（茨城県歴史館報6）

一九七九年茨城県歴史館、同氏は、その中で、いわば「弱くて強固」などでもいるべきこの旗本支配の構造的特質は、従来の解体不可避論的位相や支配構造の弱さのみを強調する一面的視点から把握することは困難な問題であり、幕藩制国家権力構造のなかに位置する封建的分

権としての旗本支配固有の歴史的性格の問題であるとしている。

(4) 同氏論文②「旗本領農民闘争の展開とその特質(1)」（茨城県歴史館報7）一九八〇年。

同氏論文③「旗本領農民闘争の展開とその特質(2)」（茨城県歴史館報8）一九八一年。

同氏論文④「幕藩制解体期の旗本領農民闘争と幕府の対応」（旗本知

行と村落）（前掲書）同氏は、論文②で、元禄地方直しは、幕府が公儀公權として超階級的位置を確立せんがためのものであつて、幕府支配の構造的展開にとって個別旗本の知行所支配は必須なものであつたとし、このような幕藩制的分断農民支配は、農民闘争をも分断するという意義をもつていたとしている。論文③で、新規関東郡代を中心とした幕府の蔵米引替、知行村替政策、兵賦金軍役金政策等を分析し、幕府の権力集中化のなかでの旗本知行の解体の方向を追求した。その結果、幕府は個別旗本領の農民闘争と直接対峙せざるをえなくなり自らの権力編成原理（個別領主制を前提）に制約されて旗本知行を完全に

止掲できず一層危機を深めたとしている。

川村優氏（前掲書）

(7) (6)  
竹村雅夫氏「明治政府の旗本処分について—朝臣化した仙石家中の事例」「信濃第一三巻第1号」一九七六年、同氏は解体されてゆく旗本領と家中の姿を朝臣化した二七〇〇石旗本仙石家（外様大名分知）を通して明らかにしている。拙稿「封建領主階級の解体と旧領主階級の近代的投资家の転化過程—幕末維新时期における旗本稻生家の動向と帰趨」「文書館紀要6号」埼玉県立文書館一九九二年、は幕府要職を歴任した一五〇〇石旗本稻生家がその領主権の完結の高さを前提に、帰順朝臣化の道を選び、維新後も不動産投資などに才覚を發揮した過程を明らかにした。

(8) 県内に知行を有した旗本について、その知行地の推移や五〇〇石曾雌氏・松崎氏、一八〇〇石細井氏の旗本財政と村々の対応を記したものに「新編埼玉県史通史編4近世2」一九八九年がある。他に、三〇〇〇石岡野氏、五〇〇石日比野氏・鈴木氏、七〇〇石富田氏・丸毛氏、八〇〇〇石細井氏二八〇〇石内藤氏、九五〇〇石横田氏等の旗本財政と村の負担をあつかつたものに『東松山市歴史中巻』一九八五年、一〇〇〇石旗本安西氏の支配と財政をとりあげた『川口市史通史編上』一九八八年などがある。近世前期旗本の年貢徵収の実態を分析したものに、重田正夫氏「元禄期旗本知行所の年貢—武州入間郡赤尾村大久保氏の事例—」「文書館紀要第2号」埼玉県立文書館一九八七年、「近世前期旗本知行所の年貢—武州足立郡沼影村の場合—」浦和市史研究第2号」一九八七年、木村立彦氏「旗本知行所における年貢の特質—土屋氏知行武州入間郡中野村」「埼玉県史研究20号」一九八八年がある。また、旗本菩提所をまとめたものに、兼子順氏「北武藏における大名・旗本の菩提所の成立と移動」「埼玉県史研究22号」一九八八年がある。

(9) 藤城家文書の伝來した武藏国葛飾郡大島村（現北葛飾郡杉戸町大島）は、埼玉県の東部低地、庄内古川と古利根川にはさまれた自然堤防及

び後背湿地に位置する。藤城家は、第Ⅰ期森川支配期（元禄10～寛保

2）の享保11年（一七二六）に組頭、同15年に名主であったことが確認でき、第Ⅱ期森川支配期（天明4～幕末）にも名主を勤めた。文書総点数は二三六一点で、内訳は近世文書八八二点、近代文書一一三五点、典籍五四八点となっている（収蔵文書目録第30集 藤城家・小島

（采）家・増田家文書目録 埼玉県立文書館一九九一年）

（10） 小暮正利氏「近世初期旗本領の形成——武藏国を中心として」『旗本知行と村落』（前掲書）

（11） 高橋実氏「前掲論文②」

（12） 重田氏「前掲論文」によると、旗本大久保氏は元禄期にすでに財政

が逼迫しており、知行所年貢米を近在の米穀商人に前売（在払い）し、代金を先納させていた。

（13） 用金・先納金賦課に関するものとして、藤城家文書No.三九〇寛政

12・12「書付之事（先納金ニ付）」、No.三九一寛政12・12「下知書（先納金ニ付）」、No.五〇八文化2・12「下知書之事（賄方金主無之ニ付先納依頼」、No.五〇八文化2・12「申渡下知書（御勝手向諸勘定不足ニ付物成先納申付）」等の下知書類が多くある。

（14） 旗本設置の知行所取締役については、これより以前に、石河氏が天明6年（一七八六）、下總知行所八カ村取締役として多田氏を任命している（川村優氏前掲書）。稻生家知行所の場合、幕末期に十七カ村中十七カ村知行所取締役一名（多和田村関田家）、取締役七名が設定されていた（拙稿前掲書）。

（15） 大島村の年貢割付状は、年号明記のものでは延享元年（天保4年までが残されており、形態は続紙で幕領、森川支配期を通じて領主より発給されている。年貢皆済目録は、幕領期のものは延享元年（宝暦13年までが残されており、形態は続紙で代官から名主・組頭・惣百姓へ出されるという幕領特有のものである。森川支配期は年貢割付状が発給されている時期には、年貢皆済目録（帳）は出されておらず、天保15年より幕末まで年貢皆済目録帳のみが村名主から地頭所役人中に出

され、旗本が奥書・捺印するという旗本領特有のものであつた。

（16） 村上直氏・荒川秀俊氏編『江戸幕府代官史料－県令集覽－』吉川弘文館一九七五年。嘉永元年閏東取締出役のところに太田源助（本郷丸山）の名がみえる。

（17） 藤城家文書No.五二六「一同相談取極議定書（地頭用向武州知行所依頼ニ付）」

（18） 高橋実氏「前掲論文①」

（19） 藤城家文書No.一六三八、「慶応4・8」「殿様駿府出立日限取極ニ付吉右衛門外飛脚同道罷出旨書状」

（20） 藤城家文書No.四〇〇、明治2・12「為入申一札之事（森川金三郎様駿河下向ニ付本家引請）」